

代理人届に関するご案内

代理人届出について

ご病気などで、お客様がご来店できずお支払いなどのお手続きができない場合、予めお届けいただいた代理人の方がお手続きできます！

※取引時にその都度委任状が不要となり便利です。

※お取扱いは、最寄りの営業店にご相談ください。

代理人が代理できる取引の範囲

預金（定期積金）の預入、払戻、それに伴う振替、振込（一部・全部）

*代理人用キャッシュカードの発行は行いません。

*普通預金については僚店（播州信用金庫の本・支店）での払戻しが可能です。

代理人届出に当たっての注意事項

- ◆原則預金者ご本人からの届出が必要です。
- ◆代理人届を受理した後も、預金者ご本人との取引は当然に有効です。（後見開始による場合を除く）
- ◆代理人届出後に預金者ご本人が後見開始の審判を受けたとしても代理人の代理権は当然に消滅しません。

当金庫への受付必要書類

- 【預金者ご本人】※原則預金者ご本人が来店の上お届け下さい。
 - ①代理人届（当金庫専用用紙）
預金者本人が太枠内を自署押印
お届け欄は、お届けまたは実印（実印の場合は印鑑証明書を添付）を押印
 - ②本人確認書類（運転免許証、個人番号カード（表）等、犯罪収益移転防止法で定める書類）
 - ③通帳（証書）
- 【代理人】
 - ①本人確認書類（運転免許証、個人番号カード（表）等、犯罪収益移転防止法で定める書類）
*預金者ご本人が個人の場合、代理人は原則親族の方に限りです
 - ②届出印鑑票（法定・任意代理人用）
代理人が自署し、使用する印鑑を押印

*預金者ご本人が来店して届出されない場合

預金者本人と一定の関係（親族または代理人等）が分かる、戸籍全部事項証明書や住民票、

社員であることの確認資料、審判書等（注）ご本人に電話確認、訪問等を行う場合があります。

代理人の払戻伝票起票見本（例）

氏名欄には口座名義の氏名の後に代理人の肩書きと氏名を記入し、代理人の使用印を押印してください。
（例）名義人：播信 太郎、代理人：播信 次郎 の場合）

科目	金額
おなまえ フリガナ 播信 太郎 代理人 播信 次郎	1 2 3 4 5 6 7 0 1 1 お届け印 代理印

変更・解任の際のお手続きについて

代理人取引の終了（万一、代理人が後見開始、死亡した場合も含む）
預金者本人・代理人の住所、氏名、印鑑の変更等の際は、あらためて届出が必要となりますので、ご相談ください。
尚、年1回ご本人様宛に代理人届を受付している旨の確認ハガキを送付いたします。

